

# 長谷川議員 要望項目一覧

平成30年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 鳥取県中部地震からの復興に向けて 鳥取県中部地震からの復興を確実なものとする必要がある。そのため、以下の事項について対応を図りたい。</p> <p>(1) 住宅修繕や生活援助等に関して、建築・福祉等の専門職員により、解決を図ること。</p> <p>(2) 支え愛マップづくりの推進を通して、「共助」の担い手を増やすこと。</p> <p>(3) 中部地震の経験も踏まえて、特に山間部における水害対応の安全体制を確立すること。</p>	<p>鳥取県中部地震からの復旧・復興を更に推し進め、復興の総仕上げを図るため、被災者に寄り添った生活復興支援体制を構築するとともに、まちなかの賑わい再生に向けた取組やボランティア団体等による住宅修繕に対する支援制度を当初予算で検討している。</p> <p>・震災後へのふるさとづくり支援事業 40,681千円</p> <p>平成28年10月に発生した鳥取県中部地震や平成29年1月及び2月の豪雪の際に示された鳥取県らしい人と人との絆に基づく住民の助け合いは、「災害時支え愛活動」として地域防災力の向上のため、広く普及されるべき取組と考えている。</p> <p>なかでも、支え愛マップづくりの取組は、平時の見守り活動に加え災害時の避難支援にも有効であることから、避難行動要支援者の支援の重要な柱として昨年6月に「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正して位置づけたところであり、支え愛マップづくりの一層の推進を図ることにより、共助の担い手の掘り起こしも行っていきたい。</p> <p>山間部における水害対応の安全体制については、ため池の老朽化対策、耐震化対策等のハード整備、ハザードマップの作成等によるソフト対策を計画的に進めており、引き続きハード・ソフト両面からため池の防災減災対策を推進していきたい。</p> <p>また、平成29年7月の九州豪雨による流木被害を踏まえて、県内の流木による被害を未然に防ぐため、部局横断的な「総合的な流木対策計画」の策定を進めていきたい。</p> <p>・県営地域ため池整備事業 319,200千円</p> <p>・ため池防災減災対策推進事業 15,750千円</p> <p>・総合的な流木対策検討事業（ため池・河川・砂防） 97,985千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2 島根原発2号機の再稼働について</p> <p>島根原子力発電所2号機の再稼働には、慎重を期すること。そのため、以下の事項について対応を図られたい。</p> <p>(1) 立地県並みの対応が行われるよう、安全協定の見直しを引き続き求めていくこと。</p> <p>(2) 当面の対応として、①使用済核燃料の安全な処分方法を確定すること、②事故時に安全な広域避難の確保を図ること、③安定ヨウ素剤の事前配布地域を拡大すること。</p>	<p>安全協定については、従前より中国電力に対して、立地自治体と同内容に改定するよう求めており、平成25年3月15日、中国電力から協定の運用面については、立地自治体と同様であることを文書で確認している。引き続き中国電力に改定を求めていく。</p> <p>使用済燃料対策については、エネルギー基本計画において国が前面に立ってその解決に取り組むとされ、事業者の一層の取組を促すなど、安全の確保を大前提として、官民が協力して推進することとされている。県は、安全を第一義として、国及び中国電力の使用済燃料対策の進捗状況等の確認と着実な取組を引き続き求めていく。</p> <p>県では、米子市及び境港市と共同での住民参加の原子力防災訓練の実施、地域防災計画（原子力災害対策編）・広域住民避難計画の充実、住民避難に係る資機材の整備、中国5県のバス・タクシー協会等と協定を締結し避難車両の確保などに取り組んでおり、引き続き広域避難の実効性向上に努めていく。</p> <p>安定ヨウ素剤の事前配布については、境港市及び米子市との協議の上、両市のUPZ（原発から5～30キロ）圏内において、緊急時に一時集結所へ直ちに集合できず服用が困難な方などを対象として、平成30年度から準備が整い次第、事前配布を行う方向で調整している。</p> <p>なお、事前配布に要する経費については当初予算で検討している。</p> <p>国の原子力災害対策指針により、UPZにおける事前配布については、避難の際に配布場所での受取が困難な地域等で地方自治体が必要と判断する場合に例外的に認められているものであり、UPZ外については国による予算措置もない状況であるため、現時点ではUPZ外に事前配布の対象範囲を拡大することは考えていない。</p> <p>・被ばく医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係） 5,553千円</p>
<p>3 淀江産業廃棄物管理型最終処分場について</p> <p>現在、米子市淀江町で計画されている産業廃棄物管理型最終処分場について、県が事業者と地元の間立ち、専門委員による調整に向けて乗り出していることは、理解する。その際、品目ごとに排出事業者が県内での処分場建設をどの程度望んでいるのか、構想当時に比べて機運が失せている感は否めない。この点を見誤れば、建設後の稼働率が危ぶまれる。</p> <p>そのため、現状での投入量及び稼働率見込みを示し、整備規模の設定に向けて合意形成を図られたい。</p>	<p>リサイクルの進展により20年前に比べ産業廃棄物の最終処分量は大幅に減少したものの、全量リサイクルすることはできず、この約10年の県内の管理型産廃の最終処分量は、1万トン強で推移しており、大きな変化はない。</p> <p>環境管理事業センターは、平成25年度及び平成27年度にも主な事業者に対して品目ごとの搬入希望を調査の上、約6千トンの搬入希望があったことも確認し、最終処分量の約半分が搬入されるものと想定して、施設規模を設定し、事業計画を作成している。</p> <p>また、36道県が県外産廃の搬入規制を行っていることに加え、近県の管理型最終処分場の残存容量は減少傾向にあり、近年は隣県の処分場が埋め立て満了間近となり受け入れ品目の絞り込みがなされるなど―処分先の確保に苦勞する事例も発生してきていることなどを踏まえると、現計画の整備規模は妥当なものと考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 天神浄化センターについて</p> <p>天神川流域下水道・天神浄化センターについて、次期指定管理（H31～35）に当たっては、（公財）鳥取県天神川流域下水道公社が、設立当初から地元1市3町と連携して効率的・安定的な運営実績を有していることから、引き続き指名指定とされたい。</p>	<p>天神浄化センターについては、安全・安心の確保の観点から、理事として経営に参画している1市3町の強い要望も踏まえ、平成21年度から天神川流域下水道公社を指名指定している。</p> <p>天神川流域下水道に係る次期指定管理（平成31年度～35年度）の選定方法については、県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、引き続き指名指定とする方針を出している。</p>
<p>5 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園について</p> <p>鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園について、県有施設・資産有効活用戦略会議において、民間譲渡も含めて検討が行われている。現状は、（社福）鳥取県厚生事業団が指定管理者として県の仕様・方針のもとに運営しているが、事業団は他にも老朽化した施設を抱えており、施設の改築・改修計画等にも影響が生じる。保護者から「運営者が変わってからは困る」との声も強く、十分な話し合いを行った上で、対応を検討されたい。</p>	<p>保護者会との意見交換を始めたところであり、今後も丁寧な説明を継続しながら、利用者へのサービスが維持されるよう検討を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理候補者審査委員会等運営費 152千円</li> </ul>
<p>6 農業振興について</p> <p>（1）和牛の振興について、子牛価格高騰から、牛マルキン対策（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）において、H30年度、国は緊急的に補填率を9割に引き上げることにしている。宮城全協で肉質日本一を達成した本県の畜産農家の意欲を損なわせないためにも、10割補填に踏み出されたい。</p> <p>（2）ハウス施設経営に関して、農業用「鳥取型低コストパイプハウス」の導入支援が行われているが、事業を継続されたい。</p>	<p>牛マルキンの補填率9割の引き上げについては、平成30年度の1年間に限って緊急的に引き上げが決定したところである。県としては生産者積立金の1/3を補助しており、9割補てんとなっても増額して当初予算での対応を検討しているため、10割補填への対応は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛肥育経営安定対策事業 40,488千円</li> </ul> <p>鳥取型低コストハウスの導入を進めるため、引き続き国補正を活用した事業継続、対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【2月補正】鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 328,000千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>7 林業振興について</p> <p>(1) 森林は間伐材の搬出だけでは生産目標に届かず、皆伐、植林の循環が急務とされる。なかでも、県内で木質バイオマス発電稼働中の2社への搬入の確保が懸案となる。エネルギーの地産地消率の向上のため、県内産チップ搬出における地理的条件不利の解消に向けて取り組まれない。</p> <p>(2) 県産材を活用した公共施設の整備促進と、県産材を活用した住宅建築助成制度である「とっとり住まいる支援事業」の拡充を図りたい。</p> <p>(3) 林業専用道「円谷福山線」に防災面の機能を持たせるとともに、目標年次（H38）での完成実現を図りたい。</p>	<p>燃料用木材チップの安定供給に向けて、これまでも、路網整備や高性能林業機械の導入などチップ用原木の供給量増加の取組や、チップ製造施設の整備拡充の取組などに対して支援を行っており、引き続き、関係事業者からの意見や要望を伺いながら、必要な支援を検討する。</p> <p>公共建築物等への木材利用の促進においては、平成22年に法律が施行されており、県が整備する公共建築物についても、平成23年に改訂した「鳥取県産材利用推進指針」に基づき、原則、県産材を使用した木造化とするよう取組を行っている。</p> <p>県産材の更なる活用推進を図るため、「とっとり住まいる支援事業」を見直し、中規模加算及び大規模加算の加算額の引き上げを当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり住まいる支援事業 453,250千円</li> </ul> <p>林業専用道は、主として森林施策のために利用する恒久的施設として事業採択され作設するものであるが、道路管理者と協議した上で緊急時の迂回路として利用することが可能である。しかし、砂利道であるため路面洗掘などの浸食が起きやすく、一般道の様な高い走行安全性を確保することは難しいと考えている。</p> <p>なお、目標年次での完成実現については、計画的な事業実施が行えるよう、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営林業専用道開設事業 50,000千円</li> </ul>
<p>8 県立ハローワークの倉吉・鳥取・八頭での開設に期待</p> <p>県立ハローワークは、昨年の米子・境港・東京・大阪に続き、今年4月には倉吉、同7月には鳥取・八頭で開設予定である。（公財）ふるさと鳥取県定住機構も加わるなど、国の規制に縛られない強みを発揮し、就業及び定着に資するよう尽力されたい。</p>	<p>県立鳥取・倉吉ハローワークでは、県立東京・関西ハローワーク等と連携して鳥取県で働きたい、暮らしたい方をトータルサポートする「IJUサポートセンター」を設けて取り組むとともに、（公財）ふるさと鳥取県定住機構と連携・役割分担をしながら、IJUターン希望者の就職活動を支援していくこととしており、これらの取組について当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県立ハローワーク（鳥取・倉吉・八頭）設置事業 181,243千円</li> <li>・IJUターン県内就職促進強化事業 18,664千円</li> </ul>
<p>9 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の確保に向けて</p> <p>障害者差別解消法の施行から2年近くが経つが、合理的配慮の実効性を高める必要がある。法は、障がい者が行政機関等や事業者が提供する様々なサービスを受ける場面で、差別を禁止し社会的障壁を除去することを目的としている。</p> <p>法における「合理的配慮」とは、①障がいの特性等に応じた社会的障壁の除去を行うこと、②障がい者の個別のニーズを踏まえること、③行政機関等及び事業者に過度な負担を課さないこと、が主旨である。この認識に立つことで、社会が徐々にかつ着実に変わっていくことが求められており、県内の行政機関等及び事業者と連携して、さらなる推進に取り組まれない。</p>	<p>地域全体で障がい理由とする差別の解消を効果的に進めるため、障がい者団体や行政関係機関等で構成する「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会（H28.3）」を設置し、差別の解消や当事者を取り巻く社会的障壁、環境等について意見交換を行い、改善に向けて取り組んでいる。また、あいサポート条例の施行に併せ、障害者差別解消法に規定する社会的障壁の除去に向けた取組を進めるため、民間事業者に対し必要となる経費（メニューの点字化、簡易スロープの購入など）の一部を支援する補助制度も設けている。さらに、民間事業者に対して法の周知を図るため、今後、東中西部地区ごとに「障害者差別解消法に関する研修会」を開催するなど、当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポート推進事業 14,025千円</li> </ul>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>10 弱視者・低視力者などの「読者権」の確立に向けて 弱視者・低視力者などの方々の読み書きが困難であることを解消するため、「読者権」の確立を願う。そのため、市町村とも連携して、以下の事項に取り組みたい。</p> <p>(1) 弱視者等が読める大活字図書等の購入助成 (2) 代読・代筆・情報支援サービスの提供及び支援者の養成 (3) 弱視者等の図書館利用促進</p>	<p>H30. 3月に視覚障がいのある方に対する総合的な相談支援の拠点として「視覚障がい者センター（仮称）」の設置を予定しており、全盲の方だけでなく弱視者・低視力者などの方も対象とし、ニーズに応じた支援を行うこととしている。大活字図書等の購入助成、代読・代筆・情報支援サービスの提供等の取組は「地域生活支援事業」として市町村が実施主体となるため、同センターで把握した弱視者・低視力者などの方のニーズを共有し、図書館の利用促進も含め、適切な支援が図られるよう市町村へも働きかけていきたい。</p> <p>・視覚障がい者情報支援事業 53,765千円</p> <p>県立図書館における弱視者等への対応は、大活字本を全点3冊ずつ購入し、来館者への貸出用の他、1冊は市町村図書館への貸出用として、1冊は福祉施設等へのセット貸出用として活用したり、録音図書を再生機器と併せて貸し出すサービス、ボランティアによる対面音訳サービス、視覚障がい者への無料での郵送貸出、拡大読書機の活用などを行っている。</p> <p>平成29年度中に「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の第2次改定を行う予定としており、見直し点の一つとしてユニバーサルデザインの視点に立ったサービスを掲げることとしている。</p>
<p>11 人権施策の充実及び部落差別の解消に向けて 「部落差別の解消の推進に関する法律」がH28年12月に施行されて、1年が経過する。LGBTなど個人人権課題に対する施策・取組の充実や、同和問題なかでもインターネット上の部落差別の実態解明と解消に向けた対応を急がれたい。</p>	<p>平成28年9月に改訂した「鳥取県人権施策基本方針（第3次改訂）」において、性的マイノリティの人権を重要な人権課題として掲げ、教育・啓発の推進、人権相談窓口で相談に応じることとしているほか、その他の個人人権課題に対する施策に取り組んでいるところである。今後も引き続き同和問題を含む人権問題にかかる施策・取組の充実を図っていく。</p> <p>また、インターネット上の部落差別の実態解明と解消に向けた対応は、ネットモニタリング及び人権行政担当者等対象の講習会を実施し、ネット上の差別事象の現状把握（書き込みの発見、対応）に取り組む。その他、同和問題に関する効果的な教育・啓発方法、相談機能の充実等について検討する。</p> <p>・人権啓発教育事業 25,898千円 ・部落差別解消推進事業 1,581千円</p>